

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【公開番号】特開2020-32223(P2020-32223A)

【公開日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-009

【出願番号】特願2019-200822(P2019-200822)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月13日(2020.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域を備えた遊技機であって、

当該遊技機の前面側を構成する前面構成部と、

前記遊技領域に設けられた始動口への入球に基づいて遊技の進行を制御する主制御手段と、

遊技に関する演出を制御する演出制御手段と、

前記前面構成部のうち前記遊技領域よりも下方に設けられ、遊技者が操作可能な特定操作部と、

遊技者によって前記特定操作部が操作されることで、遊技ホールの係員を呼び出すことが可能な呼出動作を実行する呼出動作実行手段と、

前記特定操作部の操作により遊技ホールの係員を呼び出すことが可能であることを遊技者に知らせる呼出通知表示を行う呼出通知表示実行手段と、

を備え、

前記呼出通知表示を行うことによって、外部機器ではなく当該遊技機に設けられる前記特定操作部の操作により遊技ホールの係員を呼び出すことが可能であることを遊技者に認識させるものであり、

前記呼出通知表示実行手段は、前記主制御手段ではなく前記演出制御手段によって制御される

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかしながら、特許文献1に記載のような遊技機構成では利便性の更なる向上を図ることが困難であった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、従来に比して利便性を向上させる遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

遊技球が流下可能な遊技領域を備えた遊技機であって、

当該遊技機の前面側を構成する前面構成部と、

前記遊技領域に設けられた始動口への入球に基づいて遊技の進行を制御する主制御手段と、

遊技に関する演出を制御する演出制御手段と、

前記前面構成部のうち前記遊技領域よりも下方に設けられ、遊技者が操作可能な特定操作部と、

遊技者によって前記特定操作部が操作されることで、遊技ホールの係員を呼び出すことが可能な呼出動作を実行する呼出動作実行手段と、

前記特定操作部の操作により遊技ホールの係員を呼び出すことが可能であることを遊技者に知らせる呼出通知表示を行う呼出通知表示実行手段と、

を備え、

前記呼出通知表示を行うことによって、外部機器ではなく当該遊技機に設けられる前記特定操作部の操作により遊技ホールの係員を呼び出すことが可能であることを遊技者に認識させうるものであり、

前記呼出通知表示実行手段は、前記主制御手段ではなく前記演出制御手段によって制御される

ことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明によれば、従来に比して利便性を向上させることができる。